

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

自己株式取得のための付随費用の処理について

《内容》

関与先のA社は、今期に、自己株式5億円を市場から購入しました。その自己株式の購入に当たっては、証券会社に手続などを委託しましたので、手数料として300万円を支払います。ところで、A社はIFRS（国際財務報告基準）の導入を予定しており、日本基準の個別財務諸表における会計処理についても、自己株式の取得付随費用は、その自己株式の取得価額に含める処理をしようと考えています。

この場合、法人税法上、自己株式の取得は資本等取引ですから、自己株式の取得付随費用300万円は、損金算入が可能となるのでしょうか。もし、損金算入ができるとした場合、会計上、自己株式の取得価額に含めた取得付随費用は、申告調整により損金算入ができるのでしょうか。

『答』

法人税法上、自己株式の取得付随費用は損金算入をすることができ、もし、その取得付随費用を自己株式の取得価額に含める会計処理をした場合には、申告調整により損金算入できると考えます。

(解説)

1 わが国の会計上、会社が取得した自己株式は、取得原価をもって貸借対照表の「純資産の部」の株主資本から控除する処理を行います（企業会計基準委員会「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」7項、8項）。そして、自己株式の取得、処分および消却に関する付随費用は、損益計算書の営業外費用に計上します（同会計基準14項）。

2 これに対し、IFRS（国際財務報告基準）では、企業が自己株式を買戻す場合には資本から控除し、自己株式の購入、売却、発行または消却に関して損失を認識してはならないとされています（IAS第32号「金融商品」33項）。そして、自己株式の取得のための法的手続の手数料や専門アドバイザーに対する支払額などで資本コストになるものは、資本からの控除として会計処理されます（IAS第32号、37項）。

3 一方、法人税法上、自己株式の取得は、資本金等取引である資本金等の額の減少として処理します（法法2十六、22⑤、24①四、法令8①十七、十八）。

ご質問の自己株式の取得は市場からの購入ですから、みなし配当は生じませんし（法法24①四、所法25①四）、資本金等の額の減少額は、自己株式の取得対価の額5億円に相当する金額となります（法令8①十八）。

また、資本金等の額の減少額とすべき金額は自己株式の取得対価の額そのものであり、自己株式の取得付随費用300万円は、有価証券の取得のために要した費用ではありませんから、発生時に損金算入をすることができます。

4 もし、法人税法上もご質問の会計処理同様、自己株式の取得付随費用を自己株式の取得価額に含めるとすると、資本金等の額の減少額は5億300万円となります。しかし、これは資本金等取引と損益取引を混同するもので、適当ではなく、例えば、「資本金等の額」が基準になっている制度（みなし配当の額、一般寄附金の損金算入限度額、法人住民税の均等割、事業税の資本割）に影響を与えることとなります。

したがって、ご質問のように、自己株式の取得付随費用をその取得価額に含める会計処理をした場合、その取得付随費用は申告調整により損金算入をしてよいものと考えます。

※なお、税務のチェックポイントQ&Aに関するご質問は受付しておりません。

予めご了承ください。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。